記者発表資料

令和７年１０月２４日
九 州 地 方 整 備 局

◎公契約関係競売等妨害が判明した下記業者について、２ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社中央技術コンサルタンツ
   業 者 の 住 所 ： 東京都新宿区西新宿８－５－１

2. 指名停止措置期間 ： 令和７年１０月２４日 ～ 令和７年１２月２３日
   （２ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲 ： 九州地方整備局管内

4. 事実概要
   本件は、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年７月２１日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年８月８日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたものである。
   また、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、同年８月２０日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5. 指名停止措置理由
   株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、公契約関係競売入札妨害罪で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第２第８号の措置要件及び加算要件に該当する。
   従って、本件については、指名停止２ヵ月を適用する。

＜措置要領別表第２＞

措　置　要　件	期　間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 イ　当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ　当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から １ヵ月以上１２ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省　九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東２－１０－７）
代表：０９２－４７１－６３３１
総務部契約課長　本松　泰典　（内線　２５１１）
（契約課直通：℡０９２－４７６－３５０９）
港湾空港関係
総務部契約管理官　久永　陽一　（内線　２９０）
（経理調達課直通：℡０９２－４１８－３３４５）